

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」に伴う 福島県土砂災害警戒情報基準の暫定的な運用について

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」による地盤の緩みを考慮し、今後、福島県では土砂災害警戒情報の基準を引き下げて運用します。

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」により、福島県では、白河市、須賀川市、二本松市、鏡石町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町で震度 6 強を、また郡山市やいわき市などで震度 6 弱を、福島市や会津若松市などで震度 5 強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、土砂災害警戒情報について、通常基準を引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準に対する暫定基準の比率と当該市・町は次のとおりです。

【通常基準の6割で運用する市町村】

郡山市、郡山市湖南、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、猪苗代町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村

【通常基準の8割で運用する市町村】

福島市、会津若松市、喜多方市、大玉村、本宮市、磐梯町、会津坂下町、会津美里町、泉崎村、矢祭町、石川町、平田村、古殿町、三春町、葛尾村、天栄村、天栄村湯本

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

本件に関する問い合わせ先

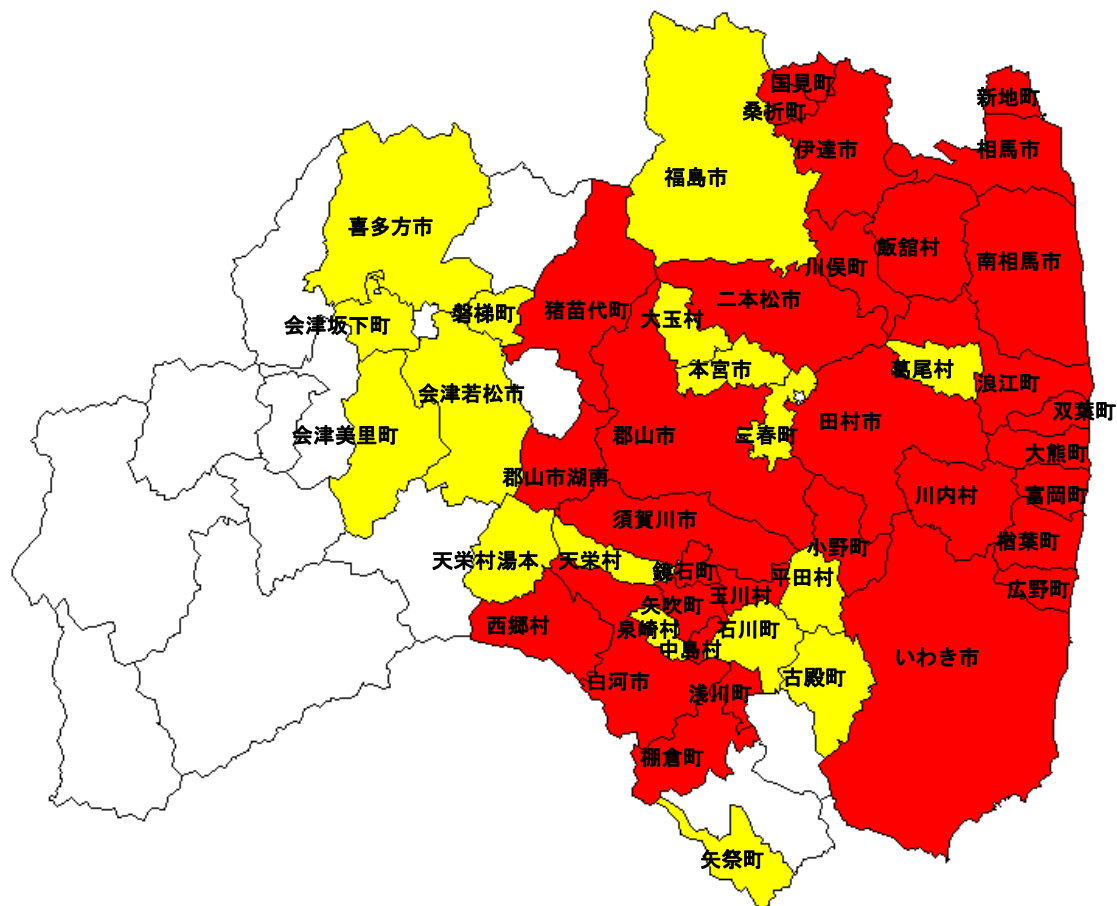
福島県土木部砂防課

大和田（電話 024-521-7491）

福島地方気象台技術課

千葉（電話 024-534-2161）

通常基準を暫定的に変更する市町村



通常基準の6割に引き下げる市町村



通常基準の8割に引き下げる市町村